

山陽看護学研究会会則（案）

第1条（名称及び目的）

本会は、山陽看護学研究会と称し、看護学に関する研究の進歩発展を図るとともに、地域社会に貢献することを目的とする。

第2条（事業）

前条の目的を達成するために、次の諸事業を行う。

- 1) 研究会の開催
- 2) 研究会誌等の発行
- 3) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第3条（会員及び会費）

会員は、本会の目的に賛同し、看護学の教育・研究・看護実践に携っている看護職者および、看護学領域に関心を有する者をもって構成する。

- 2 会員になろうとする者は所定の手続きを経て入会するものとする。
- 3 会員は年会費 3,000 円を所定の方法により納めるものとする。

第4条（役員及び役員の職務）

本会は、次の役員を置く。

- 1) 会長 1名 : 会務を統括する。
 - 2) 副会長 1名 : 会長を補佐する。
 - 3) 運営委員 3名 : 事業の企画・運営にあたる。
 - 4) 監事及び幹事 3名 : 会計及び事業遂行状況の監査にあたる。
- 2 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第5条（委員会）

本会には、会の円滑な推進をはかるため、運営委員会を置く。

- 2 運営委員会には、委員長及び委員を置く。
- 3 前項の委員長及び委員は会長が推薦する者とする。

第6条（総会）

本会は、年1回、総会を開催し、次の事項を決める。

- 1) 収支予算及び収支決算
- 2) 事業計画及び事業報告
- 3) 会則の改定等
- 4) 役員の選出

第7条（会計）

本会の運営は会員の会費、各種補助金および寄付金などの収入をもってこれにあてる。

- 2 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 3 納入された年会費は返還しないものとする。

第8条（事務局）

本会の事務局は下記に置く。

山陽学園大学看護学部 山陽看護学研究会事務局
住所：〒703-8501 岡山市中区平井1-14-1
Tel：086-272-6254
Fax：086-273-3226
E-mail：sanyo-n.r@sguc.ac.jp

附則

この会則は、平成 年 月 日から施行する。